

中小事業者向け新型コロナウイルス感染症関連支援制度

東浦町独自補助

《中小事業者等家賃等補助金》

◎制度内容：令和2年2月から令和2年12月までの任意の連続する2か月間の対前年同月比の売上実績が30%以上減少した事業者に対し、当該月分の支払い済みの家賃（土地代含む）2か月間分の2分の1を支援

◎対象者：町内で令和2年2月1日以前から家賃などを支払って事業を行っている中小事業者（ただし、個人にあっては東浦町内に住所を有する者、法人にあっては東浦町内に本社を有する者に限る。）
※貸主と借主が2親等以内の親族の場合は、対象外となります。

◎受付期間：令和3年1月29日まで



《中小企業者等機械設備等維持支援補助金》

◎制度内容：新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が減少した町内の中小企業者等に対し、事業を継続できるよう町内の事業所における令和2年度分の償却資産に係る固定資産税額の2分の1を支援

◎対象者：町内に事業所を有し、当該事業所において、償却資産に係る固定資産税が課税されている中小企業者等で、次に掲げる制度のうち、いずれか1つを受けている方
・国の持続化給付金
・セーフティネット融資（ただし、第4号、第5号又は危機関連保証に限る。）
・日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う売上減少に対応した融資

◎受付期間：令和2年12月28日まで



《設備投資、販路開拓等補助金》

◎制度内容：新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるため、国の中小企業生産性革命推進事業等（以下「推進事業等」）を活用して、設備投資、販路開拓等に取り組む町内の中小企業者等に対し、推進事業等に係る補助対象経費から確定された交付額を差し引いた額の2分の1を支援

◎対象者：町内で事業所を有する中小企業者等（法人については、町内に本店を有する方／個人については、町内に住所を有する方）で、令和2年4月1日以降に、推進事業等に係る次に掲げるいずれかの補助金の交付決定を受けた方
・ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（一般型）
・小規模事業者持続化補助金
・サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金
・JAPANブランド育成支援等事業費補助金（事業型）



《中小企業活性化補助金》

◎制度内容：町内に本社及び事業所を有する中小企業者等に対し、人材の確保、企業展等の出展、BCP策定等に係る経費の2分の1を支援

◎対象者：『中小企業者等』

⇒ 町内に本社及び事業所を有する中小企業者（個人事業主にあっては、住所地又は主たる事業所を町内に有する者）及び複数の中小企業者で構成される企業グループであって、町内に本社及び事業所を有する者（企業グループにあっては、これを構成する中小企業者のうち2分の1以上が町内に本社及び事業所を有する者）

『中小企業団体』

⇒ 構成員の過半数が町内に主たる事業所を有する中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項各号のいずれかに該当する中小企業団体



※ いずれの補助制度にも限度額が決められています。補助上限額や申請に必要な書類などの詳細については、町ホームページを御覧ください。

※ 令和2年10月21日現在の情報となります。追加・変更等があったときは、町ホームページ等で内容を更新します。

《その他の国等の支援制度》

国や県におきましても、中小企業者向けの新型コロナウイルス感染症関連支援制度がありますので、御参考ください。



経済産業省



愛知県産業政策課

【問合せ】

東浦町商工振興課商工観光係（勤労福祉会館内）

TEL：0562-83-6118